平成２１年（フ）第８０８号
高知市南ノ丸町５番地６　ユーマンション２Ｆ205
債務者　田村　武子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１０号
高知県香南市吉川町吉原80番地２
債務者　山本　芳仁
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１４号
高知市一宮東町１丁目23番36号　シティハイムバイエルン203号室
債務者　歯朶尾清司
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１６号
高知市小石木町195番地１
債務者　関　真奈武
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２７号
高知市十津５丁目11番２号
債務者　瀧本かおり
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６７号
高知市菜園場町３番１号　菜園場コーポ401号
債務者　中原　純一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５７号
福岡県嘉麻市鴨生500番地13
債務者　平川多佳子（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６１号
福岡県飯塚市新立岩９番34号　第一菅谷ビル33号
債務者　溝部　征伸
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６２号
福岡県飯塚市下三緒150番地15
債務者　河上美千代
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６３号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅79棟361号
債務者　河上　和江
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６４号
福岡県飯塚市枝国388番地５、前住所福岡県飯塚市菰田西３丁目10番９号
債務者　福永　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６９号
福岡県飯塚市花瀬125番地26　花瀬ヒルズ305号
債務者　藤木　達也
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７０号
福岡県飯塚市菰田西２丁目８番35号
債務者　西村いずみ（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１５号
宮崎県都城市山之口町花木2057番地１　花木第１団地５年１号棟301号
債務者　大田　達哉
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２４号
宮崎県都城市都島町51番地２
債務者　岸畑　定彦
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２５号
宮崎県都城市都島町51番地２
債務者　岸畑　智子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第７２２号
鹿児島県鹿児島市西千石町６番12号　千石ビル93号
債務者　脇　由佳子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係